

10 開発登録簿閲覧規則

(昭和 45 年 6 月 9 日規則第 68 号)

(趣旨)

第 1 条 この規則は、都市計画法施行規則（昭和 44 年建設省令第 49 号）第 38 条第 2 項の規定に基づき、開発登録簿の閲覧に関し必要な事項を定めるものとする。

(開発登録簿閲覧所の設置等)

第 2 条 開発登録簿閲覧所（以下「閲覧所」という。）は、土木事務所内に置く。

2 閲覧所において閲覧に供する開発登録簿（以下「登録簿」という。）は、次の表の左欄に掲げる土木事務所の別に応じ、当該右欄に掲げる区域における開発行為に係る登録簿とする。

土 木 事 務 所	開発区域の所在地
神奈川県横須賀土木事務所	逗子市、三浦市及び三浦郡
神奈川県平塚土木事務所	伊勢原市、高座郡及び中郡
神奈川県厚木土木事務所	海老名市、座間市、綾瀬市及び愛甲郡
神奈川県西土木事務所	南足柄市、足柄上郡及び足柄下郡

(閲覧時間等)

第 3 条 閲覧所における閲覧時間は、神奈川県の日を定める条例（平成元年神奈川県条例第 12 号）第 1 条第 1 項の規定による県の休日を除く日の午前 9 時から午後 4 時 30 分までとする。

2 土木事務所長は、登録簿の整理等のため必要があると認めるときは、前項の県の休日以外の日を登録簿を閲覧に供しない日とし、又は同項の閲覧時間を変更することができる。この場合において、土木事務所長は、あらかじめその旨を閲覧所に掲示するものとする。

(閲覧等の手続)

第 4 条 登録簿を閲覧し、又はその写しの交付を請求しようとする者は、備付けの閲覧等申請簿に必要な事項を記入し、土木事務所長の承認を受けなければならない。

(閲覧上の注意)

第 5 条 前条の規定により閲覧の承認を受けた者は、係員の指示に従い、登録簿を閲覧しなければならない。

(閲覧の停止及び禁止)

第 6 条 土木事務所長は、次の各号のいずれかに該当する者の閲覧を停止し、又は禁止することができる。

- (1) 前条の規定に違反した者
- (2) 登録簿を汚損し、若しくは破損した者又はそのおそれがあると認められる者
- (3) 登録簿の閲覧に際して、他人に迷惑を及ぼした者又はそのおそれがあると認められる者

附 則（略）

(注) 海老名市、座間市、綾瀬市の区域における登録簿の閲覧所は「厚木土木事務所東部センター」。